集会名:第6回 東海北陸地協 共同組織活動交流集会

主催者:全日本民主医療機関連合会 東海北陸地方協議会

日 時:2017年9月24日(日) 13時半~17時半 (40分間の講演・討論)

場 所:三国観光ホテル・越前の間(坂井市三国町緑ケ丘 4-4-8) 0776-81-3111

福井における脱原発をめざすたたかい

山本富士夫(福井大学名誉教授・流体力学)

1. はじめに

「さよなら原発福井県集会実行委員会」(筆者はその共同代表4人中の一人)は、2011年の福島原発災害を踏まえて、2012年から毎年「3・11メモリアルアクション~原発のない新しい福井へ」を開催してきた。今年(2017年)は、「第6回集会」を3月11日(土)に福井市フェニックス・プラザ小ホールで開いた。

筆者らは、第1回、第2回、および、第3回~第5回(合冊)の集会記録集を発行してきた。それらは、集会で実行された文化企画や講演の記録を編集したものであり、原発をなくす運動の歴史的証拠となり得るだろう。

実行委員会のメンバーは、集会の趣旨に賛同する県下17市町住民や民主的団体から構成されている。実行委員会の中にある事務局では、福井県民医連の関係者が「集会」の成功に大きな役割を果たしてきた。

ほかに、1 日も休まず県庁前でランチタイム抗議行動をしたり、毎週金曜抗議集会やパレードをしたりしているグループがある。

福井における原発反対運動は、参考文献¹⁾で中嶌晢演・明通寺住職が「美しい若狭を守ろう」と書いているように、放射性物質によ

る環境公害と住民や原発労働者の放射線健康 障害を問題にしたところから始まった。それ は、「原発の新増設反対」や「使用前と後の 核燃料貯蔵施設反対」として集約され、今日 まで約半世紀の間続いてきた。

3・1 1福島原発災害(以下、「フクシマ」) が発生してから、国民の大多数が「全ての原 発の運転を停止させ、再稼働を認めず、廃炉 にせよ」と訴えるようになった。

同時に、「反原発」住民運動は「脱原発」 へと進化し、今では、自治体内の住民組織か ら全国的、世界的な規模へと拡大している。

住民運動は、あちこちでの街頭活動、各種 広報、学習会、地域連帯の大集会のほかに、 署名活動や法廷闘争など多面的に深化してい る。

2015年12月に私たちは、西川一成・福井県 知事宛に「原発の再稼働を認めないでください」という署名を30万筆余集めて、知事に 渡そうとした。しかし、知事は受け取りに現 れなかった。西川知事は、関西電力の社長ら を嬉しそうに知事室に迎え入れるが、私たち 住民には決して会おうとしない。 原発裁判では、安倍政権に「忖度」する反動的な裁判官が現れ出した。筆者は、熟慮の末「原発推進は憲法違反ではないか」と思い至った。これについては、次の項で詳述する。

さらに、この報告では、脱原発後の自然エネルギー利用の新しい社会づくりを目指す現状についても、簡単に言及する。

「まとめ」と2件の「補足」では、核兵器 を全廃し、全ての原発を廃炉とする世界的・ 全国的なたたかいを強めることを訴えたい。

2. 原発推進は憲法違反ではないか

(1)まえがき

福井県の若狭湾沿岸には 15 基の原子力発 電所(英語では核発電所。以下、原発という) がある。世界一の原発密集地域である。

私たち住民は、原告となって(被告は関電)、 大飯原発3、4号機の運転差止請求裁判を起こ してきた。2014年5月20日、福井地方裁判 所で樋口英明裁判長は、両機の原子炉を「運 転してはならない」と断じた。判決の基本は、 憲法上の権利(13条、25条)である「人格権」 にある。また、2016年3月9日、大津地方裁 判所(山本善彦裁判長)は、当時運転中だっ た高浜原発3、4号機を停止させる仮処分命令 を出した。その仮処分でも「人格権」を基に、 「安全性確保についての関電側の説明が不十 分である」と結論付けた。

一方、関電は、大飯原発判決に対して名古 屋高裁金沢支部に抗告した。現在審理中であ る。途中、原告は裁判官3人の忌避申し立て を行ったが、高裁は3日後に法的根拠を示す ことなく「不満を述べるに過ぎない」として、 申し立て却下を決定した。さらに、関電は、 大津地裁の高浜原発仮処分決定に対して大阪 高裁に抗告し、住民側一審原告と争った。大 阪高裁は、新規制基準(憲法はもとより法律 より下位にあるもの)に適合しているとして、 高浜原発3、4号機の再稼働を認める決定をし た。現在、両機は運転中である。

私たち住民は、このような大阪高裁の反動 的違憲決定や名古屋高裁の理不尽な「忌避却 下」を許すことができない。

(2) 原発の一生

- ① 1953 年に国連総会でアイゼンハワー米大統領は"Atoms for Peace"の演説を行った。それを丸受けした中曽根康弘らは、原発政策を推進した。核兵器の三原則は、日本国憲法に則って国会決議(1967 年、佐藤栄作首相)され、核兵器の保有・製造・持ち込みは、憲法違反とされる(今では、沖縄に核兵器が持ち込まれていたことが明らかになっている。)ならば、核兵器と表裏一体にある原発を推進するのは、憲法に違反するといえる。原発は生まれ素性が悪すぎるのである。
- ② 原発のシステムは超巨大であるため、放射性物質の漏えいを完全に防ぐことができない。 「フクシマ」の惨禍を知れば、原発は憲法第 13条、第25条に違反することは確かだ。
- ③ IAEA (国際原子力機関)の基準は、日本の 規制基準よりもっと厳しいので、安全設備に 経費がかかり、原発メーカーも電力会社も経 営困難に陥っている。東芝だけでなく、国内 外の原発産業が赤字決算となっている。
- ④ 日本政府は、原子カムラ(原発利益共同体) を過保護に優遇し、原発再稼働と外国への輸 出を進め、原発は必要だとしている。しかし、

実際には、日本では、2013 年 9 月から 2015 年 8 月まで約 2 年間、原発ゼロでも電気は足 りた。「フクシマ」原発災害に対する賠償金 (21.5 兆円:東電の試算)や、使用済み燃料・ 核のゴミの処理処分の永久的経費(計算でき ないほど高額)を国民に負担させようとして いる。国民は、今や原発は、不必要であり、 コストが決して安くないことやクリーンな発 電所でないことを知っている。

原発は、国の経済を疲弊させ、環境公害と 放射線健康障害を拡大する元凶なのである。 ⑤ 以上の通り、原発を再稼働するための合憲 的な理由は全くない。原発推進側は、安全神 話をつくり、一方的に欺瞞と隠蔽を繰り返し てきた。国民からの批判を受けいれなかった 結果、原発は、未熟なまま老朽化し、廃炉へ の終末期に入っていながら墓場もないという のが現実である。

3. 脱原発、消極的省エネと積極的省エネ、自然エネルギーへ政策転換を!

① すべての原発をなくした(脱原発)後のエネルギー供給の大半は、当分の間、火発(燃料:石油、石炭、シェールガス)と水力に依存するとし、自然エネルギー利用への転換を促進すべきである。火発では、シェールガス燃焼ボイラーを増やすのがいい。その排気の成分は、主にH₂OでありCO₂は少ない。数十年かかるだろうが、CO₂を発生する化石燃料(石油・石炭)の燃焼は完全にやめるべきである。〈コメント〉CO₂は、温暖化悪者説があるが、植物の炭素同化作用に必要であり、全ての生命体の「命の素」である。

② 消極的省エネ(ケチケチ節電、武器製造・

リニア新幹線・余計なインフラをやめる)と 積極的省エネ(白熱灯を LED に代替、古いエ アコンや冷蔵庫を最新の高性能のものに替え るなど、新技術の導入による省エネ)を推進。 ③ 自然エネルギー(太陽光、洋上&陸上風力、 小型水力、地熱、バイオマス発電など) 利用 の地産地消型の自主自律電力需給システムは、 雇用を増やし、若者に希望を与える新しいコ ミュニテイをつくれる。

④ 世界は脱原発へ向かっている。

- (1) 西川一誠知事と違って、米山隆一新潟県 知事と川勝平太静岡県知事は、原発再稼働に 対して慎重であり、住民の期待に添っている。
- (2) 西欧では、ドイツ・イタリア・スイス・ スウエーデンなどが脱原発を決めている。

特に、ドイツでは「フクシマ」から3週間後に国会内に設置された「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」(以下、「倫理委員会」)が、2023年までに脱原発を実現することを提言した(参考文献²⁾)。メルケル首相はこの提言を受けいれ、公聴会を開くなどしてドイツ国民の同意を得た。

「倫理委員会」は、ドイツの安全な未来は、(i)保全された環境、(ii)社会的正義、(iii)健全な経済力という持続可能な3本柱の上に成り立つとした。これらの原理の上に整備されるエネルギー供給は、国際的競争力を持つ経済や国内の雇用・生活水準・社会の平和にとって、長期的な基盤になるとしている。

(3)アジアでは、ベトナム政府が原発の建設計画を白紙撤回した。台湾も新政権が脱原発を決めた。その主な理由は、フクシマ事故の調査を踏まえて、もし原発災害が発生した場合、

損害賠償額が国家予算額を超えること、原発の安全性確保の高度な技術も法的整備もないことなどにある。韓国の文在寅大統領も、脱原発政策をうち出している。議論の集結は、脱原発に向かうものと期待されている。

4. まとめ

福井地裁・樋口英明判決や大津地裁・山本 善彦仮処分決定は、憲法に書かれている「人 格権」に基づいている。一方、大阪高裁は反 動的違憲の決定を出し、高浜原発の再稼働を 許した。筆者は、司法の論争を勘案して、原 発推進は憲法違反ではないか、と訴えた。

さらに、ドイツなど(約20カ国)が、脱原 発へと政策転換をしていること、国内でも原 発再稼働に慎重な地域のあることを紹介した。

核兵器も原発も、核エネルギー利用の面で 表裏一体の関係にあり、共に、人間の平和で 幸せな暮らしに違反するものである。

まずは、核抑止論と原発推進に固執し、憲法を破壊しようとする独裁者・安倍晋三首相を打倒しなければならない(参考文献³⁾)。非核・非同盟の民主主義社会をつくる国民運動を強め、憲法を遵守する新政権を樹立すべきである。その成果として、新政権が樹立できればそれは、脱原発を実現し、自然エネルギー利用の新しい社会づくりができるであろう。

5. 補足①:2017 原水爆禁止世界大会

去る8月7日~9日の間、長崎市で原水爆禁止世界大会が約7千人の参加者を得て開催された。福井県から21人が参加した。その半数は民医連関係者であった。

今年(2017年)7月7日に国連の会議で「核 兵器禁止条約」が成立したが、それは核兵器 廃絶・脱原発を訴える日本国民だけでなく世 界市民に大きな希望と勇気を与えた。

しかし、唯一の被爆国である日本(安倍政権)は、国連会議を欠席し、核保有大国による「核抑止論」に従って、今年(2017年)9月に予定されている「条約の批准」もしないと明言している。これは、到底許されない。

6. 補足②: 関東軍 731 部隊と福島原発災害

1936 年から 1945 年の敗戦までの間、関東 軍 731 部隊は、約3千人の捕虜を人体実験に 使った。石井四郎軍医・部隊長らは、戦後、 アメリカに細菌兵器のデータを提供するなど の取引をし、731 部隊関係者全員の戦犯を免 れた(参考文献⁴⁾)。東京電力の会長・社長 ら幹部もまた福島原発災害を起こした責任を 逃れようとしている。そこに、共通するのは 法規違反だけでなく、「倫理」と「正義」の 欠如である。この視座から、私たちは、フク シマにおける放射線被曝量と癌患者の発生と の因果関係の調査研究を隠蔽・捏造する医学 者や国公立機関を、鋭く監視すべきである。

参考文献

- 1) 日本科学者会議編 『原発を阻止した地域の闘い 第一集』 本の泉社(2015)
- 2) 安全なエネルギー供給に関する倫理委員会(吉田文和&M・シュラーズ翻訳)『ドイツ 脱原発倫理委員会報告』大月書店(2013)
- 3) 山本富士夫「原発災害と環境公害の共通根源とは何か? 権力の横暴を考える」『日本の科学者』50巻12号pp.10-15(2015)
- 4) 西山勝夫『戦争と医学』文理閣(2014)